

大量保有報告制度

1 大量保有報告制度の意義

上場会社に対する株券等保有割合が5%を超える者（大量保有者）に対し、当該割合を超えた日から5営業日以内に大量保有報告書の提出を義務づけ、株券等保有割合、保有目的、保有する株券等の内訳、取得資金の内容などの開示を求める制度

2 特例報告制度（第4号様式）

一定の範囲の機関投資家に限り、一定程度大量保有報告書の提出頻度及び期限を軽減する制度

（注1）機関投資家等であっても特例報告が認められない場合

- ① 10%超
- ② 基準日の届出を行っていない場合
- ③ 重要提案行為等（下記3「改正点」の2、3、4）
- ④ 証券会社等に該当しない共同保有者が1%超
- ⑤ 10%超から10%を下回る場合（下記3「改正点」の5）

（注2）株券等保有割合の算出に当たっては、新株予約権などの潜在株式（改正部分）、議決権のある株式に定款上転換されるような内容の（議決権のない）種類株式含む

（注3）短期大量譲渡

- ① 60日以内で最高の株券等保有割合の2分の1未満まで減少、かつ、
- ② 60日以内で最高の株式保有割合から5%を超えて減少

3 改正点

- 1 特例報告書提出頻度及び期限（27条の26第3項）
（旧）3ヶ月ごとの基準日の属する月の翌月15日まで
→毎月2回の基準日から5営業日以内に短縮
- 2 特例報告制度の要件1（27条の26第1項）
（旧）会社の事業活動を支配することを保有の目的としないもの
→重要提案行為等（具体的、外形的行為により明確化）
- 3 特例報告制度の要件2（27条の26第4項）
特例報告制度を利用していた5%を超える保有者が、5%を超えることとなった日以後最初に到来する基準日の5営業日後までの期間内に重要提案行為等を行う場合
～重要提案行為等の5営業日前までに大量保有報告書提出
- 4 特例報告制度の要件3（27条の26第5項）
特例報告制度を利用して大量保有報告書または変更報告書を提出した後に、株券等保有割合が1%以上増加し、増加日から増加した日以後最初に到来する基準日の5営業日後までの期間内に重要提案行為等を行う場合
～重要提案行為等の5営業日前までに変更報告書提出
- 5 特例報告制度の要件4（27条の26第2項第3号）
特例対象者の株券等保有割合が10%を上回っていたことにより一般報告を行っていた場合
～10%を下回り特例対象株券等になった日から5営業日以内に変更報告書
（旧）特例報告
- 6 EDINETによる開示（27条の30の2、27条の30の3）
- 7 共同保有者間における株券保有数の算定（27条の23第4項）
- 8 投資証券を大量保有報告書の対象に（27条の23第1項、施行令14条の4）
- 9 刑事罰の強化（197条の2第5、6項）

- (注1) 改正後の基準日
- ①各月の第2月曜日及び第4月曜日（第5月曜日がある場合にあっては、第2月曜日、第4月曜日及び第5月曜日）
 - ②各月の15日及び末日（これらの日が日曜日または土曜日であるときはその翌月曜日）
- (注2) 重要提案行為等
提案対象と提案事項
- (注3) 2は、当初から重要提案行為等を保有の目的とする者
3、4は、当初は重要提案行為等を行う目的がなかったが、その後重要提案行為等を行う場合
- (注4) 3、4の具体例：
5%超が1日、基準日が14日（第2月）、重要提案行為等が12日→7日まで
5%超が1日、基準日が14日、重要提案行為等が16日→11日まで
5%超が1日、基準日が14日、重要提案行為等が22日→19日
- (注5) 3、4は第一号様式による
- (注6) 尚、重要提案行為等に関連して、大量保有報告書での保有目的などに関する開示内容も拡大（第1号様式記載上の注意（10）保有目的（11）重要提案行為等）
- (注7) 5で、13%→10%となった場合はどうか→一般報告
- (注8) 共同保有者：株券等の取得者と共同して、株券等の取得、譲渡、議決権その他の権利行使を行うことを合意している者
- (注9) みなし共同保有者
夫婦、50%超、兄弟会社+（改正後）実質支配力基準「組合」
軽微基準有り（0.1%）
- (注10) ネットアウトの手法
- ①引渡しの相手方が共同保有者である場合は控除せず
 - ②引渡請求権その他政令で定める権利が存在する場合は加算せず
- (注11) 変更報告書
「重要な事項の変更」についても要提出
- ①大量保有報告書（変更報告書）の記載内容の変更
 - ②変更の影響が軽微か否かは変動の内容が1%未満か否かで判断
- (注12) EDINET：事前に登録届出書要提出（手続きに数日間必要）